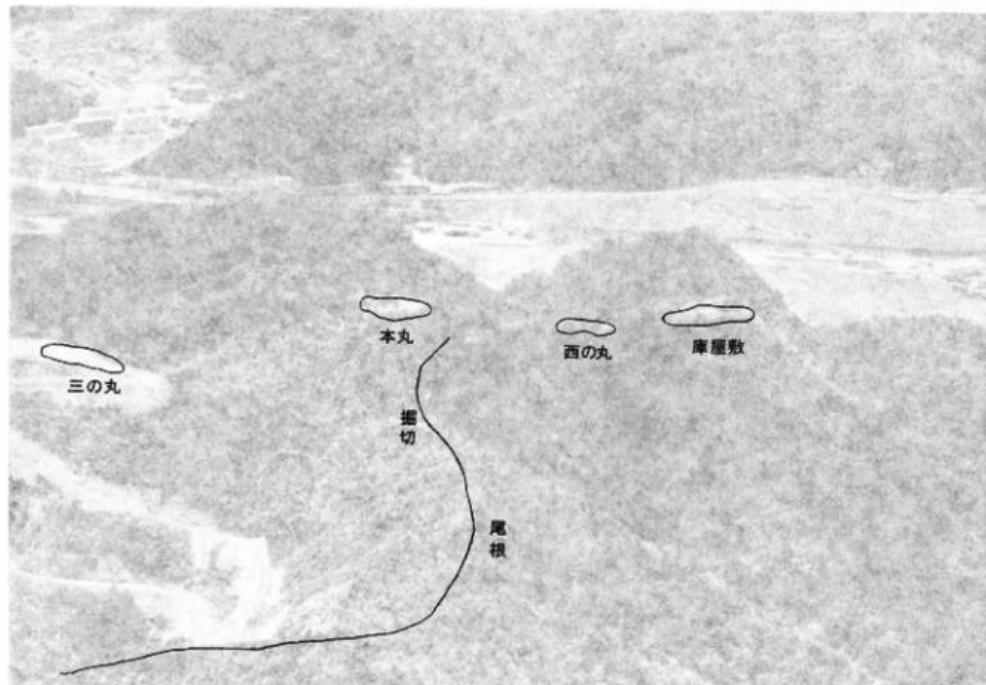
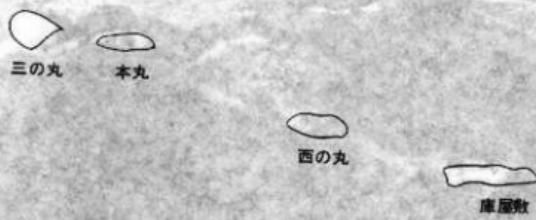


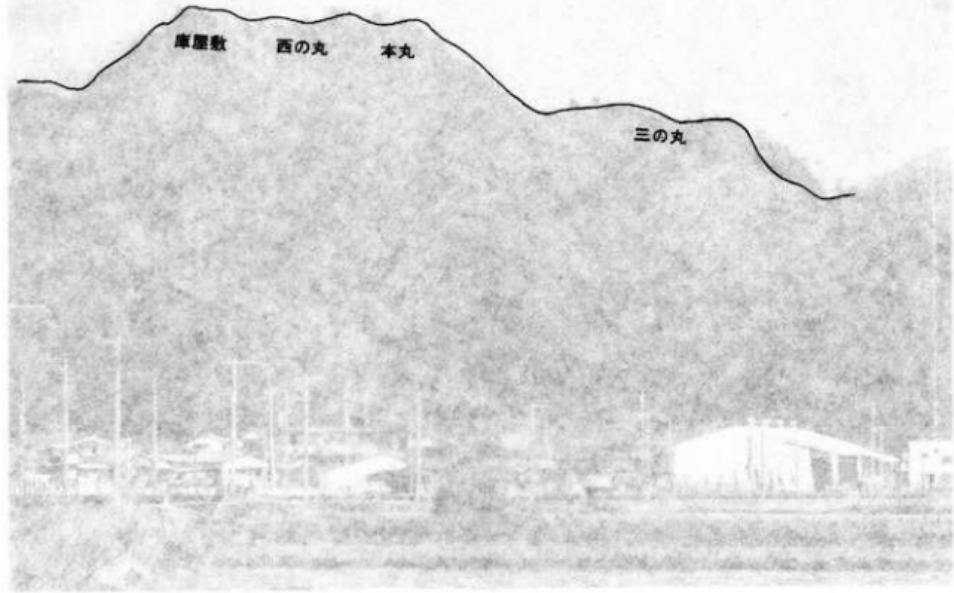
# 若山城趾調査報告書

新南陽市教育委員会

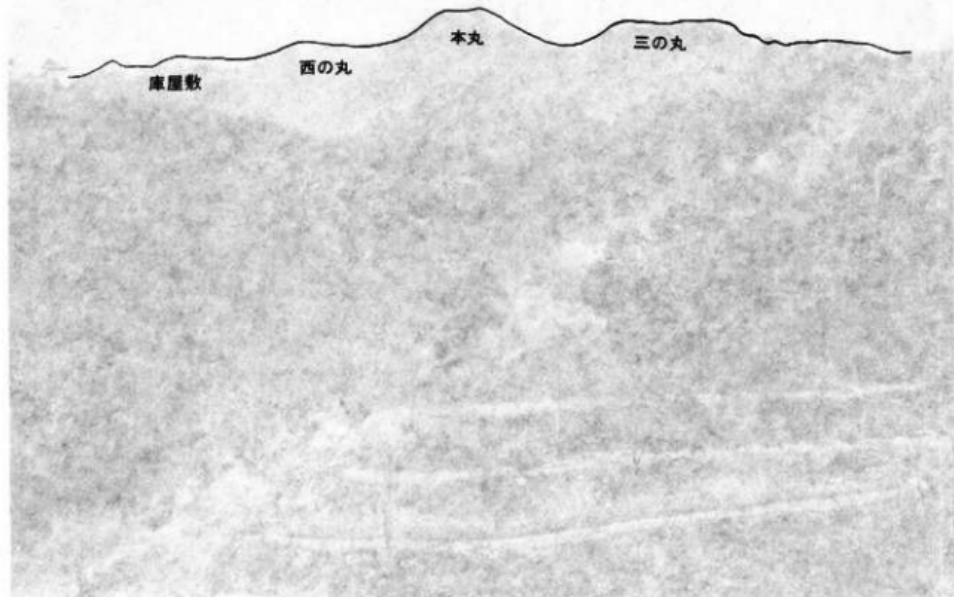
徳山市教育委員会







岐阜市漆市地区から望む若山城



新南陽市揖川西の端から望む若山城



徳山市夜市地区から望む若山城



新南陽市福川西の端から望む若山城

本丸跡

(左上角は、徳山市夜市地区)



三の丸から本丸を望む



本丸から武井の本館に通する尾根



本丸から西の丸、座敷敷を望む  
(左上角は、徳山市夜市地区)



本丸北側の空堀



同上の武者走り



本丸北下の掘切

(武井本館に通ずる本道)



西の丸石垣



庫屋敷から本丸を望む



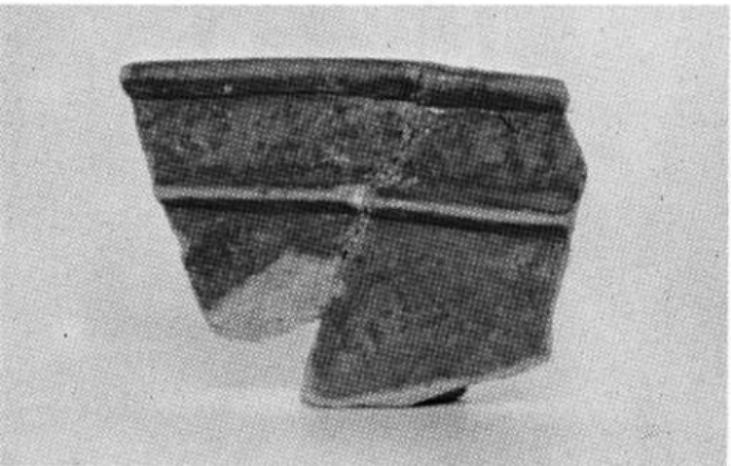
唐屋敷西下の空塚



西の丸南側にて発見の  
灯ろうの笠石



陶片



## はじめに

新南陽市と徳山市にまたがる若山城址は、中世における陶氏の本城として知られ、県内に残る古城の内、織豊時代以前のものとしては、規模等の点で群を抜く山城といわれています。特に、この城址は遺構も良好な状態で残っていると考えられていただけに、一日も早い記録作成が待望され、又、このことが懸案でもあったわけあります。

このたび、山口県教育委員会のご指導を得て、両市相提携して本城址の測量調査ならびに遺構の考察を実施いたしたわけでありますが、願わくば、本報告書が当地方の中世資料の補完をなし、併せて、文化財保護思想の高揚に資すれば幸甚に存じる次第であります。

終わりに、調査を進めるにあたって、種々ご指導ご協力をいただきました山口県教育委員会文化課、又、若山城史に関する資料を快くご執筆下さいました三坂圭治先生をはじめ、関係各位に対し深甚なる謝意を表する次第であります。

昭和50年3月

新南陽市教育委員会  
教育長 白井 薫  
徳山市教育委員会  
教育長 高木 武治

### 調査に至る経緯

新南陽市と徳山市にまたがる標高 217 メートルの若山城は中世における典型的な山城として知られているが、未だ本格的な学術調査は実施されていなかった。従って、今回の調査は、若山城遺構の測量調査を実施し、遺構を正確に等高線上に求めることと、若山城史を詳らかにすることを目的としたものである。前者については、これを山口県教育委員会文化課に委ね、後者を山口県文化財専門委員の三坂圭治先生に依頼した。

なお、今日に至るまでの経緯を摘記すれば次の通りである。

- |            |                           |         |               |
|------------|---------------------------|---------|---------------|
| 昭和43年5月    | 若山城址造構確認調査（第一回）           |         |               |
| 10月        | 山口県教育委員会社会教育課文化係長         | 河野良輔先生  | 造構調査<br>（第二回） |
| 11月        | 山口県教育長名で若山城址保存についての報告書が示達 |         |               |
| 昭和44年3月    | 「陶氏と若山城」発行                |         |               |
| 11月        | 文化財説明板「史跡 若山城」建立          |         |               |
| 昭和47年5月    | 若山城址造構確認調査（第三次）           |         |               |
| 昭和48年11月   | 山口県教育委員会文化課課長補佐           | 河野良輔先生  | 造構調査<br>（第四次） |
| 昭和49年3月    | 文化庁文化財保護部記念物課             | 石丸 照先生  | 造構調査（第五次）     |
| 昭和49年3月    | 山口県教育委員会文化課               | 富士埜 勇先生 | 予測調査          |
| 昭和50年1月16日 | 調査団結成                     | 調査開始    |               |
| 1月29日      | 三坂圭治先生                    | 現地造構調査  |               |
| 2月7日       | 調査終了                      | 解団      |               |

次に調査に關係したものは次の通りである。

調査団長	山口県文化財専門委員	三坂 圭治
調査団	山口県文化課指導主事	富士埜 勇
	"	渡辺 亨
	"	河村 和
	"	前田 黙
	"	尾野 栄明
調査補助	小山良一 尾崎輝隆	三浦清一
写真撮影	磯金 操	
事務局	新南陽市社会教育課長	吉村 徳昌



## 古城と景観

**若山** 中世の武門、陶氏によってつくられた若山城は、徳山市夜市と新南陽市福川の両地域にまたがる標高217mの通称「若山」の山頂にある。この山の背後は、中国山地の支脈が200mから400mの山々をなして連なり、その前面は徳山湾西部の海に迫るようになら立し、山頂からの眺望は、大島半島と大津島、馬島などに擁囲された、徳山湾や遠く大分県の姫島、国東半島にまで及ぶ。

若山は、三郡變成岩類の黒色片岩からなる。その西の部分、即ち山頂とそれから西に延びる稜線の部分では、走行がほぼ東西を示し、北に30度ばかり傾斜している。

また、山頂から南に延びる稜線で、現在は駐車場となっている部分ではその走向が北西から南東で、30度ばかり北東に傾斜している。この傾斜や走向と風化し易い岩質とがかかわりあって、この山の北側斜面を30度近い急傾斜とし、海に臨む南面の各所に急崖や入り組んだ谷をつくり、この眺望のきく位置とその急峻な山容が、若山を山城として選ばせたものとみることができる。

**若山城** 若山の西には、夜市川の支流・的場川が開削した狭長な低地があり、山間の上村盆地を経て山口に通じるみちをつくっている。また、若山の東には、深い谷をへだてて標高364mの嶽山が並び、その東には富田川が南流して狭い平野をつくり、その平野の中ほど、若山城から4.6kmばかりの武井に陶氏の居館跡があり、そこから嶽山の北麓を経て上村盆地に至るみちがある。

## 測量の方法

**経緯** 「若山城測量」のはなしを耳にしたのは昭和49年の初夏である。早速現地を訪れたが、そのほとんどが近年人手を加えられた痕跡もなく、雑木や蒿、茨などを茂るにまかせて見通しがまったくきかないため、これらが枯れる冬期を測量時期として選んだ。

若山城は「峻陥をもってむねとする」中世の山城である。露出する巨岩は各所で急崖をつくり、あるものは風化し脆弱化している。その上、枯れているとは言え、永年にわたり繁茂した蒿や茨などが見通しを妨げ、また、これらや急崖などが進路をはばみ、踏査のための「みちつくり」にほとんどの力を注がなければならなかった。

**目的・図式** 前述のように若山城は「峻陥をもってむねとする」中世の山城である。この形状を客観的に表示し得るものとして、地形図による表示を選び、間隔を1mとする

等高線法を採用することにした。

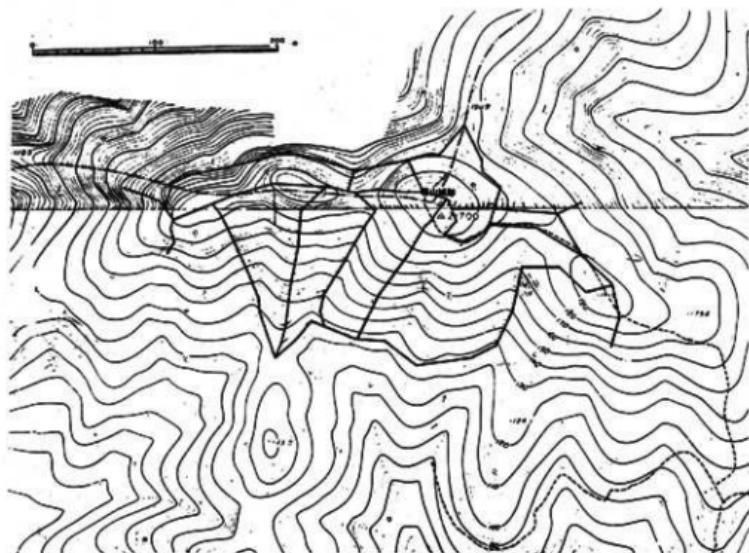
若山城の形態を描いたこれまでのものとしては、御園生翁甫氏によるものがある。しかしこれは、いわゆる見取図的な概念図であり、実測によるものは作成されていなかった。

中世の山城としての若山城を実測し、地形図として表わすためには、ある程度広い範囲を包括する必要があり相当な期間を要する。しかし諸般の事情から外業の期間を18日間と定め、この期間中に可能な限り山城の実態を図化しようとした。

**使用器材・方法** 測量は、縮尺を500分の1とし、多角測量法によった。器材はFuji T22型トランシット、Topcon AG 2型トランシット（遊標読；水平分度 $20''$ 、高度分度 $1''$ ）とFuji AL 2型オートレベル及び50mの銅製テープを用いた。トラバースの辺長は使用テープの長さの50m以下とし、閉トラバースを原則とした。

踏査の結果、この山城は連続する山体の頂部を加工して城郭の主体部をつくり、山体の南から東に面した斜面に「だんとこ」と呼ばれる階段状の施設がみられる。これらをすべて網羅し、この施設のない北側の形態をも図化できるよう考慮し、157の測点を設定して下図のような骨組みを作成した。

なお、山城の東側は、先年、新南陽市が林道造成に際して作成した地形図があり、林道部分についてはその成果を用いた。



## 測量と踏査の結果

### 城郭の概要

**本丸・二の丸・三の丸** 若山城は通称「若山」と呼ばれる山体の頂部を本丸とし、稜線上に支郭がつくられている。即ち本丸の西に続く稜線上に西の丸及び藏屋敷と呼ばれる郭が、また、本丸から南東に下る尾根筋に二の丸、三の丸が連続して配置されている。

本丸跡は山体の頂部を壇状に削平して現在では標高217mとなり、東西34m、南北20m余りの長円形をした500m<sup>2</sup>ばかりの敷地である。また、この敷地の周囲に削崖や階段状の平坦地及び空濠を設けた跡がうかがえるほか、北東及び北側の斜面には毛利藩文書『地下上申』（元文5年12月10日 上申）に豊の空堀と伝える雨裂状の条溝が下っている。本丸の西側は、直下に三段の削崖があり、南側は露呈した基盤岩が各所に急崖をつくる天然の要害をなしている。

本丸から南東に延びる稜線上には、二の丸、三の丸があったと前記の『地下上申』は伝えているが、該当地とみられる部分が駐車場として造成されているため、その形状などは実測できなかった。

**西の丸・藏屋敷** 西の丸と呼ばれる跡地は、本丸の西方70m余りのところにあり、標高196.4mで本丸跡より20.6m低い。この敷地は東西に長い長方形を示し、長辺40m余り、短辺は15mばかりで600m<sup>2</sup>余りの広さである。本丸と西の丸の間は平坦化され、西の丸跡地の東端を、高さ2.3m余り、長さ14mばかりの石垣とし、西側は削崖によって郭の敷地を壇状に築いている。なお、この石垣は、山体を構成する黒色片岩の、小形で扁平な石材を用いて組み、南側への入りは5m、北側へのそれは3m余りである。

西の丸に続く藏屋敷と呼ばれる跡地は、西の丸跡より17m西方に、2段の平坦地を隔ててあり、東西60m余り、南北は10mから20m余りの細長い敷地で800m<sup>2</sup>ばかりの面積をもち、西の丸跡より6.4m、本丸跡より27m低い標高190mを測る。

藏屋敷の西側では、その先端を削崖して、敷地の直下に1条の空濠を、またその下方には6段の階段状の崖がみられる。

**付随する遺構・遺物** 藏屋敷の南と北の斜面は30度以上の極めて急傾斜をなし、特に南側は露出する基盤岩が急崖をつくる。この中にあって、南面する尾根や谷筋の各所に、削崖や石垣による大小の段がみられる。このほか『地下上申』では、南の方に「矢倉あと」が、また、御園生翁市氏による『防長旧族館跡古城趾研究』では、藏屋敷に「筒井」があると伝えているが確認できなかった。しかし山体の測量中に、本丸跡の南側の、標高170mあたりで、中世の瓦質の火鉢の破片を探集したこと特記する。

## 空濠と壇床

本丸の北側と藏屋敷の西側に、等高線に沿った長い溝状のくぼみがある。更にその周辺に雨裂状に縦に走る長いくぼみが何条もみられ、古くから付近の人はこれを「いもうね」と呼んでいる。

これらのうち、本丸の北側から東側にあるものは、すでに『地下上申』にもみられるほか、御園生翁甫氏の『防長旧族の館趾古城趾研究』により、城郭に伴う施設として紹介されている。

このほか、付近の人が「だんとこ」と呼ぶ階段状の平坦面が城郭の南側と東側及び北側の一部にみられる。以下、これらについて記述するが、毛利藩文書『地下上申』や御園生翁甫氏の『防長旧族館趾古城趾研究』などにより、等高線に平行な溝状のくぼみを「空濠(からぱり)」、雨裂状の縦に走るくぼみを「縦の空濠」、階段状の平坦面を「壇床(だんとこ)」と呼ぶ。

**空濠** 本丸北側の斜面と藏屋敷の西側斜面にそれぞれ1条ずつがあり、他には見当らない。前者は標高211mのところに、長さ16m余り、幅は約1mを測り、その両端及び中央からやや東寄りの3箇所から計4条の縦の空濠が下方に向って走っている。また後者は標高177mのところにあり、長さは約10m、幅は約3mを測りその両端から下方に向って縦の空濠が走っている。これら2条の空濠は、いずれも人為的に斜面を切りとり、前者は本丸の敷地の北側に沿うように、後者は藏屋敷の西端を画するように、その直下に溝をつくったものとみられる。この2条の空濠の底は、中央部から両端に向ってゆるやかに傾斜し、両端に初源する縦の空濠に続いている。なお、付近の人によれば、本丸の敷地の東の直下、標高214mのところにもこれと同じようなものがあったと言われ、かつては、本丸の敷地の直下を、北から東側に巡るような空濠があったことも考えられるが、詳細については今後の組織的な調査に待たなければならない。

**籠の空濠** 本丸の北側斜面と北東側の斜面及び藏屋敷の西側斜面にあり、計12条を数え、その初源する位置によってこれらは「空濠に端を発するもの」と「壇床に端を発するもの」に分けられる。

### 1 空濠に端を発するもの

本丸北直下にある空濠に端を発するものが4条と、藏屋敷西直下の空濠に端を発するものの2条の計6条で、いずれも幅が1mばかりで浅いV字形の断面を示す。

### 2 壇床に端を発するもの

いずれも本丸東側斜面にある壇床の北端に初源し、幅が1mばかりの浅いU字形の断面を示す。

これら縦の空濠は、初源するあたりではその底に基盤岩を露呈させて下方に伸び、下方に向うにつれて腐植土などの堆積をみて浅くなり、末は明確ではなく、表面からの観察のみではその性格を断定できない。

**壇床** 城郭の南側と東側及び北側の一部にみられる。南側のものは急崖を切って尾根筋や谷筋に、部分的あるいは山麓に向って連続してつくられており、これらは概して、尾根筋のものは削崖、谷筋のものは石垣を組んでつくられているが、標高130m以下のものは両者とも石垣を組んでいる。これに対して東側と北側のそれはすべて削崖によってつくられ、石垣はまったく見られない。以下、これらの壇床を「尾根筋にあるもの」と「谷筋にあるもの」に分けて述べる。なお、藏屋敷の南西側のそれは尾根筋から谷筋にかけてあるが、ここでは前者のものとして扱う。

## 1 尾根筋にある壇床

城郭の南と東側の尾根筋には、壇床が直線状または地貌に沿ってゆるく弧を描いてつくられている。

本丸東側のそれは、本丸敷地の東端から削崖され、尾根に沿って14段続き、すべて石垣をもたず、平均傾斜角22度のこの城址では最もゆるやかな斜面を切り、高さが1m弱から3mばかり、幅が1mから7m、長さは10mから20mの規模をもって地貌に沿って弯曲してつくられている。

このほか、この14段の壇床の下方、標高160mから170mの間に削崖による小規模な壇床が6段みられる。

本丸の南西側には、平均傾斜角38度の急斜面を切って、標高200mあたり、170mあたり、140mあたりの3箇所に分けて計17段の壇床がつくられている。それらは、高さ、幅とも1mから2m、長さは10mから20mばかりの小規模なもので、標高140mあたりのものにのみ石垣がある。

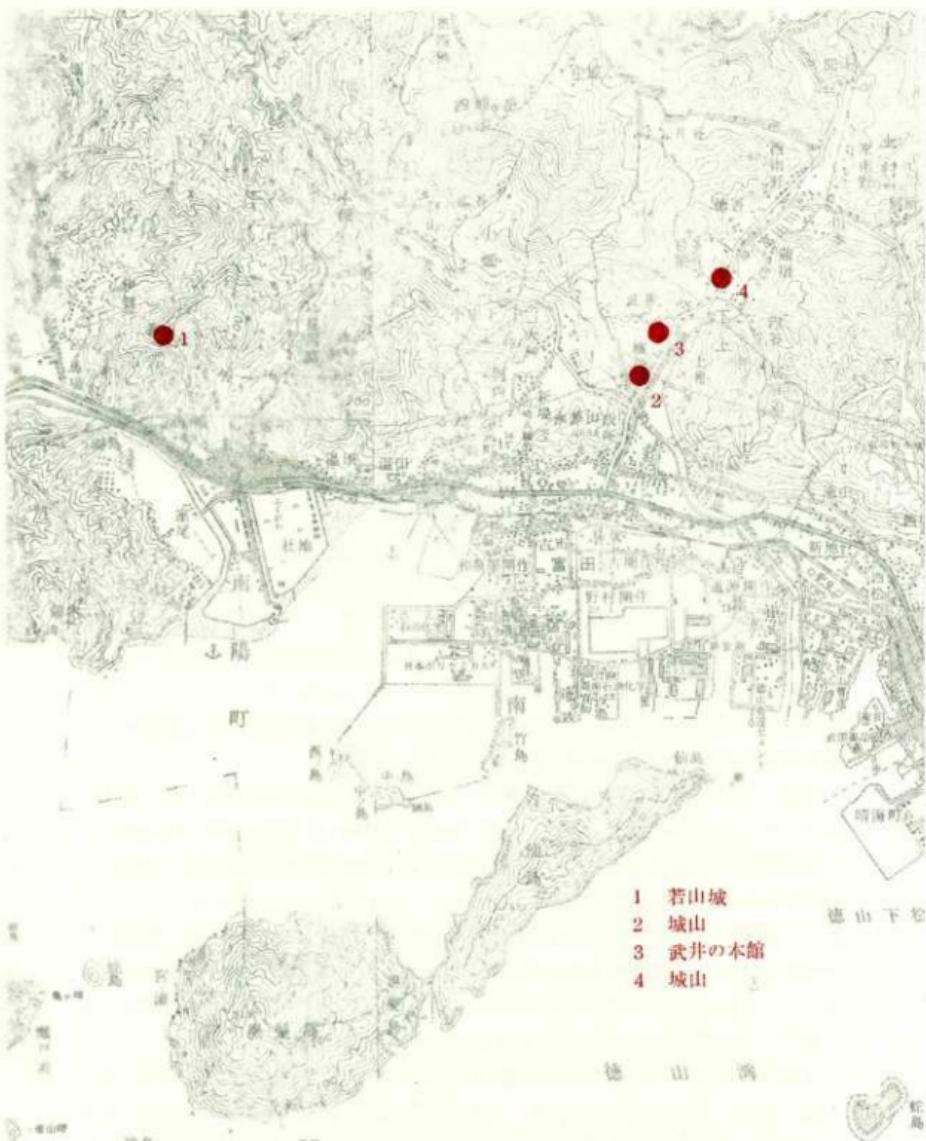
また、西の丸と藏屋敷の南面する斜面には直線状の壇床がみられる。これらは高さが1mから3m、幅が1mから4m、長さは4mから50mの規模で、西の丸の南側にある、上から4段目と5段目のそれの一部にのみ石垣がみられるほかは、すべて削崖によるものである。

## 2 谷筋にある壇床

城郭の南の谷筋には、例外なく、高さが1mから3m、幅が1mから5m、長さが10mから30mばかりの規模の、石垣をもつ壇床が谷に沿って弯曲してつくられ山麓に向って連続している。石垣に用いられた石材は、この山で容易に得られる黒色片岩の小片で、その石組みは下段にやや大形の石を使って「野づら」ふうに築き、中段から上段にかけては石

を縦位置や横位置に使っている。石垣の組みかたは、どの谷筋のものも似通い、顕著な差違はみられない。このほか、地形図に示すまでには至らなかったが、本丸の真南の斜面、標高140mから170mあたりの小さな谷に沿って、平坦面の幅が非常に狭いことを特徴とし、石垣をもつ小規模な壇床が、連続して数段みられる。

武井の居館と若山城を結ぶルートは、嶽山の北麓を経て城の北側から入るコースと、嶽山の南麓を経て城の南側から入る二つのコースが考えられるが、距離的、地形的、また山口へ通じる山間のみちなどからみて前者の可能性が大きい。



- 1 若山城  
2 城山  
3 武井の本館  
4 城山



## 若山城趾考

山口県文化財専門委員 三坂圭治  
新南陽市文化財審議会会長

新南陽市福川の若山城は、大内氏の重臣陶氏の城塞である。その城主については元文5年（1740）12月10日、福川村の庄屋福田吉十郎から藩の絵図方井上武兵衛に提出した由来書に、「上迫村の頭、矢地村境に有り、但往古陶五郎と申仁居城の由地下人申伝候得共、委細之由緒知不申候、何之子細にて若山の城と申候哉、是又由来知不申候」（防長地下上申）とある。素朴な村の口碑をそのまま書きあげたものと思われるが、この伝説はその後多く省せられず、近藤清石著『山口県風土誌』には、

「このあたり、古昔富田郷の内なるを以て富田の若山城と古きものには記せり。按るに本城は大内貞成の子右田盛長の孫盛俊の二子弘賢、吉敷郡陶村を領して始て陶を氏とす。其子越前守弘政、陶村より此地に移り、それ以来代々の居城なり。」

とあって若山城を弘政以来、陶氏代々の居城としている。御生翁甫氏もまた昭和18年5月10日と翌19年2月19日の両度、陶氏の館趾と若山城趾を実地に踏査し、その著『防長旧族の館趾古城趾研究』において、

「陶氏は右田氏の祖撰津守盛長五世の孫重俊の弟弘賢、吉敷郡陶村を食み因って氏とした。其の子弘政、大内弘世の鷲頭氏を討つに当り、居を富田保に徙してより、累世富岡の大字下上の字武井に館居した。即ち平城は館趾にて、岡ノ原と名づくる四段歩許の島が中心地で、今は小学校の敷地となっている。」

平城の南に統いて一段低い所を俚俗「にいどん」と云う。即ち新殿の転にて、陶氏が新館を建てた所であろう。平城の北に接して横屋の山がある。横屋は社家を意味する。社家が神社の横に居を占めているから爾名づくるのである。島根・山口各地方にては今も社家を横屋と呼んでいる。

ここ平城の附近に古社上野八幡宮鎮座す。永禄六年、毛利元就再建棟札に、初建立正平十年とあれば陶弘政の建てたものとも見られる。上野の城山は横屋の山の北に当り、陶氏の一支城であろう。四熊山はこの辺の高山で北方に聳え、武井から其の山麓の小畠に通じ、また花河原を経て西方陶氏の本城若山城に通ずるのである。

平城台地の南方に、水田を隔てて城山あり、これまた陶氏の撫るところである。城の東麓は狭長なる平地が連続して長穂・鹿野に通じ、富田川が貫流している。城山の東側は峻陥削るが如きも、西方は七浴七尾ありといわれて複雑なる山貌をなし、さまで険阻

ではない。山頂本丸の平地一段許、北と西の尾には堀切がある。西方の浴の山頂に近い所に周間を石にてたたみたる筒井がある。本丸に統いて南方に二ノ丸ありて五段許の平坦地である。本丸との間に堀切がある外は別段の施設の跡はない。

城山の西南に接して一孤丘がある。丘の南麓に曹洞宗龍文寺末建院院あり、陶興房、其の父弘護及び母益田氏追福の為に建立したのである。寺地から東方へ掛けて土井と字す。土井は土居の転訛にて武家の邸地の謂である。城南の広地域であるから陶氏の侍屋敷の旧趾であろう。このことは下松市西豊井の鷺頭氏の館跡にも見られ、巨族の居館に接して家の子郎等を住ましめたことは極めて当然のことといわねばならぬ。また平城附近の民家の門名に「平城」・「弥勒寺」等がある。弥勒寺という寺があったことと知られる。平城附近の概略を次に図示する。



陶氏館跡の南北二城が陶氏の城たることは疑を容るる余地はないが、その本城は居館から山道一里半も距りたる西方の若山城である。大手に当る東南方や南方は福川町に屬し、揚手の北面と西面は夜市村の地である。陶晴賢は巣島宮ノ浦に築かれた毛利氏の小城を攻むるに当って、其の比極めて稀なる鉄砲を使用した程に進歩的であったが、其の主義に對して叛意を懷いて天文十九年、大に若山城を修理した。未だ中世城郭の天險第一主義を脱却することは出来なかったが、最もよく天然の地形を利用して、精緻なる人工を加えて要害堅固にし、防禦的施設はよく整備し、且つ規模の壮大なることは防長古城跡中、織豊時代以前のものとしては巣然群を抜いて他に匹敵を見ざるものであることは時代的進歩の賜といわねばならぬ。」

と述べ、「弘政以来の」と断わってはいるが、氏もまた若山城をもって陶氏の「本城」とされている。果たしてそうであろうか。近藤・御園生両説の當否を考えるためにには、さかのぼって陶氏の歴史を検討してみなければならない。

陶氏が右田重俊の弟弘賢を始祖とし、その子弘政が南北朝時代の初めごろ大内弘世の命

により、都濃郡末武保（下松市）を本拠とする鷲頭氏の党に備えて吉敷郡陶村（山口市）から居を富田保に移し、富岡村大字下上字武井に館を構えたことは御舊生説のとおりである。その館は今日に残る「平城」の地名からも推測されるように、大内氏の本拠山口大殿の館や陶村時代の陶氏の館と同じく、中世の守護大名に共通な平城形式のものであったに相違ない。富田保に移ってからは周防東部の重鎮として、陶村時代よりは警備を厳重にする必要があったであろうが、そのための施設としては平城の南北二城で十分であり、地理的にみても、積極的に東に構えず、西に退いて若山城を築いたとは考えられない。若山城を「弘政以来、陶氏代々の居城」とする近藤説には賛成しがたいのである。

鷲頭氏の党は正平10年（1355）ごろまでに平定され、大内弘世は山口を本拠として長門の厚東氏を討ち、防長両国の守護職を兼帶して九州の諸豪族と対立するにいたる。陶氏は弘政の後、3代弘長は早世したが、4代盛長は長門守護代、5代盛政は長門・周防の守護代として大内氏の家中に重きをなし、康応元年（1389）9月には將軍足利義持から盛長に対し、東大寺領富田保の地頭職を安堵されている。この両代に陶氏個人として、特に家城の補強を必要とするような事情は見当たらない。

盛政は文安2年（1445）11月に卒し、その子弘正も寛正6年（1465）8月、安芸国において戦死し、嗣子がなかったので、宗家の右田氏を相続していた弘房が陶家に復帰して弘正の遺領を相続した。これを陶氏の7代とする。応仁元年（1467）京都に大乱が起り、大内政弘は西軍の山名持豊（宗全）に応じて5月山口を発し東上した。弘房もまた留守を長子弘謙に託し政弘の軍に従った。

弘謙は幼名鶴寿、康正元年（1455）9月3日の生まれでこのとき13歳であった。文明元年（1469）元服して実名を弘謙、字を五郎と称したが、父の弘房は前年11月24日、京都の營中において急死し、本年2月には大内政弘の留守をうかがい、大内教幸（政弘の伯父、剃髪して南栄道頼、當時筑前守護代）に対して東軍細川勝元の誘いの手がのばされた。教幸はこれに応じて兵を赤間関に挙げ、弘謙をも味方に誘ったので、京都における東西両軍の争いはそのままの姿で大内氏の領国に持ち込まれ、留守を預かる弘謙の進退はにわかに重大となってきた。その後の推移を日を追って見てゆくことにする。

1. 文明2年2月9日 弘謙以下、間田僧中守弘繩・仁保加賀守盛安・杉豊後守弘重・杉三河守重隆・豊田大和入道元秀・内藤中務丞武盛らの大内氏の武将が、連署して大内教幸に一味同心し、教幸老齢のためその子嘉々丸を擁立して奉公せしむるべき旨を在京の吉見信頼に報じ、速やかに内書および御教書を下されるよう管領細川勝元への斡旋を依頼する。

[大乘院寺社雜事記]

当家事、可致忠節之由被仰下候、管領様御書被頂戴申候、道頓事者年繩寄候、嘉々  
九事、自今以後可令致奉公候旨、一味同心申定候、御内書御教書事、早速被成下候  
者可畏存候、以此旨管領様申御沙汰候者可目出候、恐々謹言

二月九日

内藤 中務丞  
武 盛

豊田 大和入道  
元 秀

杉 三河守  
重 隆

杉 豊後守  
弘 重

二保 加賀守  
武 安  
(盛)

問田 僧中守  
弘 繩

陶 五郎  
弘 護

(信稿)  
吉見殿

2. 同年4月26日 仁保加賀守盛安の子十郎、大内政弘の陣営を脱して東軍に走る。 6

月12日奈良を経て西下、西軍大いに動揺する。

[大乘院寺社雜事記]

四月晦日雨下

一、去廿六日大内手物仁保十郎、自和泉堺經奈良令參御陣、仁保加賀守息云々、此  
間東福寺大將也、西方手物共日々夜々落行云々

六月十三日

(大内教奉)

一、仁保十郎、昨日經奈良西國下向、新大内方也、去三月參御方畢

[相良文書]

京都御音信尤目出候、御弓矢時宜延々候、当家事上意悉被仰出候間、政弘養子嘉々  
丸致奉公候、仍国安堵御判頂戴候、弥九州弓矢事、每事可被申談候、無御等閑候者  
畏入候（中略）愚息十郎、公方様懸御目候、被任新左衛門尉候、筑前事代官職永可  
相抱之由、御内書頂戴候て罷下候、是又大内家名譽候、連々奉憑候、恐々謹言

七月六日

盛 安（花押）

（お詫）  
相良殿御館へまいる  
進覧之候

〔応仁別記〕

（政弘）  
周防ニハ大内新介伯父ニ道頓ト云 ヲ二尾加賀守ト云者、新介ノ留守ニ執立テ引起ケリ、筑前ノ国ヘハ小貳乱入ス、二尾加賀守子十郎、同七郎兄弟在京シタリシカ、國ヨリ申子細アッテ、或夜浦上美作守手ノ者トモ、相国寺仏殿ノ焼跡草ノ中ニ伏テ待ケレハ、約束ノ如ク兄弟二百余ニテ出ニケリ、勝元、政則対面シテ、即奉書申沙汰シ下サレケリ、

3. 同年5月19日 仁保氏の惣領仁保上総介弘有もまた大内政弘に叛き、安芸国西条衆とともに東軍に走る。

〔萩藩闇聞録〕 百十七  
（山名景豊） 入芳五郎右衛門家  
昨日十九始彈正少弼而、攝州下島軍勢仁保上総介並西条衆以下、為敵令退散之處、  
（三島郡） 至三宝寺被馳加之条神妙、誠無二心中感悦無極候、別而必可加扶持者也、弥可被  
抽忠節之状如件

文明二年五月 日

大内政弘ノ  
判

（永清）  
久芳 播磨助 殿

4. 同年8月6日 弘護、誓書を益田兼堯・貞兼父子に送り、大内政弘に一味して本意を達すべく計略をめぐらし、かつ父子に対して疎意のないことを誓う。

〔益田家書〕

敬白再拝々々起請文事

- 一、為政弘一味、可達本意廻計略事  
一、奉對兼堯貞兼、不存余儀事

右兩条若偽申候者、日本國中大小神祇、別而者氷上妙見八幡大菩薩可蒙御罰候、仍起請文如件

文明貳年八月六日

弘護判

5. 同年12月22日 大内教幸、備後國の東軍に合力を命ぜられ、軍勢を安芸国廿日市に発遣する。教幸みずからもまた周防・安芸の国境まで進発したが、本日、弘護は不意に兵を周防国玖珂郡玖珂に挙げ、大いに教幸の軍を破る。教幸は石見国に逃れ、津和野三本松城の吉見信頼に頼る。

〔陶弘護肖像贊〕

〔大内教幸〕

冬十一月八日、南栄以征芸州先佯行矣、十二月廿二日、弘護起義兵於周之玖珂、南栄從卒悉敗北、凌芸入石、憑陵陥隘於吉見

〔萩藩閥間録〕

百二十一ノ二

周布吉兵衛家

今度備後合力之事被仰出之間、軍勢至安芸国廿日市差遣候、入道又国境まで進発之處、陶五郎以下者共、新介同心仕現形候之間、石見堺え打廻候、従長門国可發向候、先分国打隨候ハてハ備後合力事も難叶候間、如此計略仕候、仍國の人々各御奔走候、祝着候、殊千寿殿其外御留守人々馳走候、令悦喜候、時宜重々可申合候、恐々謹言

文明三年

正月十日

大内教幸入道也

道頓

判

(和歌)

周布左近将監殿

6. 同年12月28日 大内教幸の残徒、長門国阿武郡江良城に進出する。弘護これを攻め破る。吉見信頼また教幸に応じ、兵を賀年（阿武郡阿東町嘉年）に集結する。

〔陶弘護肖像贊〕

〔大内政弘〕

廿八日、弘護攻南栄残徒於江良城、奉太守母公之命、遂措枕于太山之安、吉見勁力於南栄、聚兵於賀年、西屠長門、弘護堅墨禦之、南栄從卒潰而逃焉

7. 文明3年11月2日 弘護重ねて誓書を益田貞兼に送り、大内政弘一味として同盟を約する。

〔益田家什書〕

敬白

再拝々々起請文事

一、為政弘御一味、自最初御馳走候上者、奉對御方一切不存余儀事

一、就此弓箭筋目、縦石州人々對御家、雖構逆心候、聊不可捨申候、万一御父子雖有各別之儀、貞兼の御所、於弘護不可棄捐仕事

右此条々偽申候者、梵天帝尺四大天王、殊北辰妙見大菩薩、八幡大菩薩可罷蒙御罰  
者也、仍起請文如件

文明三年十一月二日

多々良弘謹 判

8. 同年12月26日 弘護大いに教率の軍を破る。教率逃れて豊前に走る。弘護窮追、教率遂に馬岳城において自殺する。（陶弘護肖像贊、大内氏実録付録系図）

9. 文明4年正月3日 弘護、書を益田貞兼に送り近況を報ずる。なかに注目すべき次の三カ条がある。

1. 大内教率は旧冬廿六日没落、仁保加賀守は安芸の嚴島神領宮内村へ逃れたが容れられず、同国守護武田氏の分領伴（辆）へ退くつもりの由、目下、國衆と申し合わせ計略最中である。
2. 仁保加賀守から吉見信頼へ宛てた書状を途中で奪い取ったが、その書中に玖珂郡山代、佐波郡得地へ加勢のことが見えている。よって貞兼のいっそうの奔走を析る。
3. 吉見信頼の分領ならびに庄内黒谷方面へ発向の計画はどうなっているのか。当方で得た情報によれば、吉見勢は山代および阿武郡地福方面へ進出を企んでいる由、これを牽制するためにも背後から吉見領への進攻を急いでもらいたい。

〔益田家什書〕

年市御慶賀珍重々々更不可有尽期候、抑旧冬進状候、定參着候哉、此方時宣令申候  
き

- 一、道頓事旧冬廿六日没落候、仁保加賀守、神領宮内には被成合候て、武田分領伴へ可退之由申候、國衆申合計略最中に候、
- 一、吉田修理亮方、今度早速に到着候、爰元万申談候、目出本望候、
- 一、仁賀かたより吉見方へ遣状候、於此境奪取候、山代得地へ可勢仕候由見候つる、  
如此候間弥其方御奔走可為専一候、
- 一、其堺時儀如連々申合候、吉見分領并庄内黒谷など御發向候哉、いまた無其聞候之間無御心元候、彼方勢山代地福へ相動候之由堺目より注進候、其御手仕頻遅々候ては不可被然候、此方諸勢方々へ着遣候間無油斷候、
- 一、就三隅方事、別紙に申子細候、典底被仰談、御了簡可然存候、□□其境事此時脚  
馳走肝要之事候、重而可申承候、恐々謹言

正月三日

弘護 花押

益田治部少輔殿  
御宿所

10. 文明6年 大内政弘、弘護の功を賞し、尾張守に任ずる。（陶弘護肖像贊） これより五郎の名を廃し官名を名乗る。
11. 文明9年11月11日 西軍の諸将兵を解き、大内政弘ら皆その分国に帰る。弘護これを楊井津（柳井市）に出迎え、富田の私宅（平城）に饗する。  
〔陶弘護肖像贊〕  
丁酉之冬、天下狼烟靖而太守帰國矣、弘護迎于楊井津、且宴于富田私宅、太守曰、吾国全而安者、寔弘護之力也、遂託魚水之深期、定金蘭之密契、盟以兄弟、夜則侍寝、旦則猶人広坐之間、周旋上下不避嫌難、終日無訛矣
12. 文明10年 吉見信頼罪を謝し、大内政弘に和を請う。政弘これを許す。（陶弘護肖像贊）
13. 文明14年5月27日 大内政弘、諸将を山口築山館に招き宴を設ける。その席上、吉見信頼不意に弘護を刺殺し、みずからも討たれてここに死する。弘護享年二十八（陶弘護肖像贊、吉見系図）

以上、一連の事件のなかで特に注目すべきは(9)と(13)である。大内教率の參謀格として政弘に反旗をひるがえした仁保加賀守盛安は、吉敷郡仁保庄（山口市）を本拠とする仁保氏の一族である。文明3年12月26日、阿武郡の戦いに敗れていったん巣島神領へ逃れたが、やがて軍を返して玖珂郡山代および佐波郡得地（徳地町）へ加勢する計画であった。得地は佐波川上流の地で上・下二つの保に分かれ、本流に沿う下得地保は一山を隔てて仁保氏の仁保庄と相隣りする。ここは古くから周防の国衙領として奈良東大寺の支配に属していたが、「大内義隆記」によれば、義隆の寵臣相良武任が陶尾張守隆房（晴賢）のことを義隆に讒訴し、

「尾州ノ知行領地徳地三千貫、小周防百町ノ事、昔ハ南都東大寺領ナリケレバ遷補サセラレ候ヘト武任頼ニ申ケリ」  
とある。この徳地三千貫の地が隆房ないしはそれ以前に大内氏から陶氏に宛行われた所領であったのか、あるいは地頭として年貢の上納を怠っているうちに、いつしか所領のよ

うになってしまったのか、陶氏が滅びた今日では知るよしもないが、いずれにしても下得地保が陶氏の勢力圏内にあったことは間違いない。

これに対して上得地保は佐波川の支流島地川に沿う島地村（徳地町）・和田村（新南陽市）・串村（徳地町）などをその境域とした。すなわち東南の富田保と西北の下得地保とに挟まれた地であるが、ここは早く閔白藤原道家の家領とされ、嘉禎2年（1236）に道家が京都東山に東福寺を創建する際に、その造営料所としてこれを同寺に寄進した。東福寺としては大寺領であるから、毎年監寺の僧を交替に派遣して年貢の収納を行なっていたのである。ところが、これよりさき、寛喜3年（1231）に周防の国衙領はすべて東大寺の造営料所に当たられ、貞永元年（1232）7月には上得地保も国衙領として領知すべき旨の給旨を東大寺に下された。従って東大寺としては、たとえ藤原道家の家領になっていたとはいっても、元来が国衙領の一部である上得地保を東福寺に寄進されたことには大いに不満であって、鎌倉末期から南北朝時代を通じて東福寺との間に激しい紛争を続けたのであるが、室町時代になってもその主張は認められず、依然として上得地保は東福寺の寺領とされていたのである。

こうして東福寺は、東大寺との争いには勝利をおさめたけれども、隣接する富田・下得地の両保から迫って来る陶氏の武力に自力で対抗することは無理である。当然、ここにも陶氏に匹敵する武将の力を導入する必要があったと考えられるが、吉見氏の跡をついで萩藩毛利氏の一門家老となつた熊毛郡大野毛利氏の系図によると、信頼から3代前の能登守弘信の条に「或系曰、増領長州湖東及防州徳地」とある。「長州湖東」は厚狭郡厚東（宇部市）であるが、「防州徳地」は陶氏の盤踞する下得地保であろうはずではなく、これは東福寺領の上得地保であったと考えられる。そして、陶氏が東大寺の力を排除して下得地保を所領化していくのと同じように、吉見氏もまた信頼の代までには上得地保のなかに相当の領地を獲得していたのであろう。そう解釈することによって、仁保加賀守が得地へ加勢の計画を信頼に伝えようとした意図が了解できるのである。

第二の点は、文明10年に大内政弘の幕下に降り、陶弘護とも和解が成立していたはずの吉見信頼が、文明14年にいたって突然、しかも、政弘の招待による築山館での賀宴の最中という、のっぴきならぬ場所と機会をとらえて弘護を刺した理由は何であったかである。その津和野を出發するに当たって信頼は家督を弟の頼興に譲り、「鶴喰」<sup>うぐい</sup>という七寸五分の伝家の宝刀を懷にし、18人の勇士を選びすぐって山口に召し連れた。ふたたび生還を期すことのない決死の出で立ちであり、事実、弘護を刺したその場で信頼も討たれ、18人の従者も一所において主に殉じているのである。これほどまでに切迫した心情に信頼を追いかんでいったものは何であったか。『萩藩闇聞録』所収の吉見系図によれば、

応仁兵乱之時、大内政弘京都守護トシテ上洛、信頼石見長門ノ惣軍司ヲ奉り、応仁元年三月於京都相從フ軍勢軍功許多也、是偏信頼軍令正キ故也ト被賞、將軍義政之吹舉ニ依テ菊桐之御紋並紫幕ヲ賜ル、且又從義政御相伴衆ニ準セラル、大内政弘ヨリ大津郡ヲ賜ル、爰ニ陶尾張守弘護、応仁乱ニ信頼軍功有ヲ嫉ミ、常ニ憤ヲ含ミ、又弘護領知ト毎度境ヲ論ス、大内家ヨリ和平サセシムトイヘトモ其意趣無止、弘護大内家ニ譲ス、政弘ヨリ信頼ヘ其故ヲ尋、信頼無実之讒言タル事ヲ申披トイヘトモ、信頼ヲモヘラク、陶ハ大内累代ノ臣也、渠吉見家ヲ譲セハ、終ニ陶カ為ニ当家ヲ亡サレナンコト案之中也、所詮家ノ為ニ弘護ヲ討果サント決シ、文明十四年壬寅五月廿七日弘護ヲ討テ共死」

と説明している。大内氏も陶氏も滅びてしまってから後に作られた吉見家の家伝を書いたものであるが、教幸に党して政弘を敵とし、東軍細川方のために尽した信頼のいわゆる「軍功」を、政弘一辺倒の弘護としては憎みこそすれ、羨み「嫉む」道理はないであろう。とすれば、残るは「弘護領知と毎度境を論ず。大内家より和解させしむといえども其意趣無止」の一条である。大野毛利系図も後年編集のものには簡単にこのことだけを取り上げ「大内家臣陶中務少輔弘護時々争境界、且讐信頼、依之文明十四年壬寅五月廿七日入大内殿中、刺弘護俱死、法名徹山」と書いている。この辺が事の真相であろうが、「弘護領知と毎度境を論」じたというその領地は何処であったか。まったくの推測に過ぎないけれども、その場所は陶氏の本拠富田保と、陶氏が意欲的に勢力を滲透させていった下得地保とを直線で結んで、その中に当たる上得地付近の可能性が最も強いように思われる。もしそうだとすれば、陶・吉見両氏の争いの背景には東大寺と東福寺の宿命的な寺領論争があり、その間に割り込んだ形での両氏の抗争は、従来は表面上、両大寺間の論地として扱われてきたのであるが、応仁の大乱が起り、京都を中心に戰禍が広がるにつれて両大寺は影をひそめ、教幸を盟主とする吉見氏・仁保氏らと弘護との純然たる武力闘争と化したのである。この戦いにおいて、弘護の無二の味方はその岳父であり、また義兄弟である石州の益田兼堯・貞兼父子であって、防長国内には心の許せる盟友は少なかった。戦いの経過からすれば、阿武郡嘉年・地福付近での數次にわたる衝突で大勢は決定してしまったが、結果論からなく、時々刻々の形勢の動きからすれば、弘護としては大内氏の山口の守護所とともに、富田平城の私邸の警戒をもゆるがせにすることはできなかった。その場合、平城に脅威を与える最大の敵は、阿武郡から佐波川沿いに南下して来て上得地保に侵るであろう吉見信頼と、そこから佐波川の本流を越え、西に一山を隔てた仁保庄を本拠とする仁保氏の一族である。上得地保に属する和田村は福川との交通が開けているため、昭和30年の町村合併でも徳地町に入らないで新南陽市に合併した。500年以前も山川の形勢に変わりはな

い。平城からすれば6キロメートルの距離があり、西に偏した嫌いがないでもないが、直接的には北方上得地保の吉見氏に備えるための砦として、弘護は若山の天險を利用してそこに一大城塞を築いたのである。その時期は弘護が元服して字を「五郎」と称した文明元年以後、そして政弘から分国留守の功績を賞せられて尾張權守に推任された文明6年までの間、さらに詰めて考えれば、教幸の誘惑を排除して、政弘一味として現形を決意した文明2年秋冬の交ではなかったであろうか。「陶五郎と申す仁居城の由申伝え候」という素朴な民間の伝承は、決して軽視すべきではないと考える。それにしても応仁の大乱が取り、政弘が帰国してからも陶・吉見両氏の確執は内攻の一途をたどり、遂に文明14年の惨劇となったのである。「一所懸命」の所領にかける中世武将の執念は驚くのほかはないのである。

若山城趾調査報告書

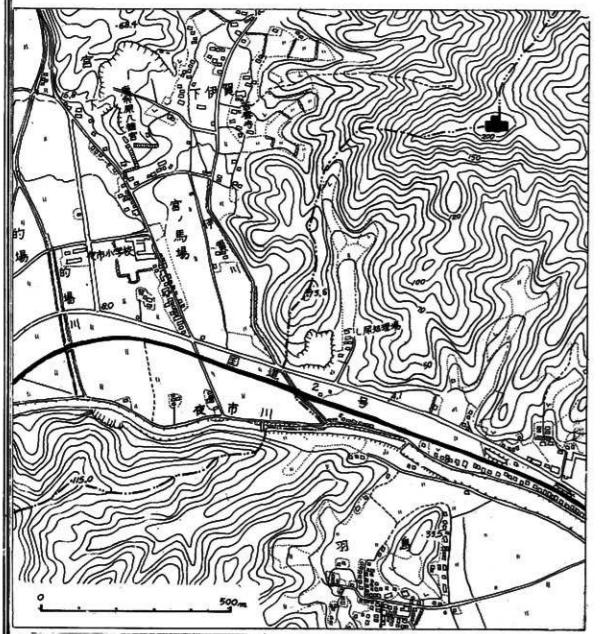
昭和50年3月

発行 新南陽市教育委員会  
徳山市教育委員会  
印刷 さくらオフ印刷社

# CASTLE WAKAYAMA

凡例

|||| 石垣のある壇床  
|||| 石垣のない壇床



1975.1-2 WMFOK

20

0

100m